運 営 規 程

この規程は、厚労省令第 107 号『軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準』(以下《省令》という。) 第 7 条 (運営規程)、および『ケアハウス安芸中野入居契約書』(以下《契約書》という。) 第 5 条 (運営規程) に基づき定められたもので、設置者及び入居者がその適用を受ける。

(本規程の目的)

第1条 この規程は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑 な執行と、老人福祉の理念に基づき入居者の生活の安定並びに充実を図ることを目 的とする。

(施設の目的・運営の方針)

- 第2条 軽費老人ホームは、低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活 上必要な便宜を供与することを目的とする施設。(老人福祉法第20条第6項)
 - 2、 当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、入居者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、 入居者が明るく心豊かに生活できるよう配慮していくものとする。

(定員)

第3条 当施設の定員は50名とする。

(利用資格)

- 第4条 当施設の利用資格は次のとおりとする。
 - ア) 年齢は原則として60歳以上であること。但し夫婦の場合には、いずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。ただし、三親等以内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居することが必要と設置者が認めるものについてはこの限りではない。
 - イ) 自炊ができない程度の身体機能低下が認められ、高齢のため独立して生活すること に不安が認められる者で、日常生活動作(起居・洗面・入浴・排泄・食事・会話・自 主的行動・身辺整理)が概ね可能であること。又、家族による援助を受ける事が困難 な者。
 - ウ) 伝染性疾患及び精神性疾患等を有せず、且つ問題行動や不適応行動を伴わない者で 共同生活に適応できる者。
 - エ) 入居後において各種のサービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。但し介護保険法にいう要介護度の I の判定段階で次の生活の場を決定するものとする。
 - オ) 生活費に充当できる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料の負担が確実に負担できる者。

(職種、数及び職務)

- 設置者は、国の定める省令「軽費老人ホームの運営及び設備に関する基準」およ 第5条 び関係通知等に示された所定の職員を配置し当施設の目的ならびに運営の方針を 達成するために必要な職務をおこなう。
 - 2、職員の職種及び職務内容は以下の表のとおりである。

職種	員数	勤務時間	職務内容
施設長	1名	8:30~17:30	管理責任者
生活相談員	1名	①7:00~16:15 ②9:30~18:30 (③8:30~17:30)	生活相談業務・行事の企画実施 各関係機関との連携業務等
介護職員	2名		生活支援業務、 行事・レクリエーション活動等
栄養士	1名	8:30~17:30	献立の立案・栄養管理等
調理員(常勤)	1名	①6:30~15:30 ②9:30~18:30	献立に基づく食事の調理・提供
調理補助 (パート)	必要数	各々の契約に基づく	常勤調理員の調理補助
宿直員	3名	16:45~8:15 (22:30~5:00 仮眠)	夜間の施設管理 および 緊急対応

(入居)

- 第6条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。
 - ア) 入居申込書 イ) 健康診断書 ウ) 所得証明書 エ) 身元保証書

- 設置者は入居申込者の入居の可否について判断し、入居申込書の受付後7日以内 に入居の可否について連絡するものとする。
- 3、 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と設置者とが《契 約書》をもって入居契約を取り交わすものとし、また設置者は契約に際し、本運営 規程に準じた重要事項説明書をもって利用にかかる詳細を入居申込者に説明する ものとする。

(利用料)

- 入居者は契約にともない、入居日までに設置者に管理費の一部を一時金(管理費 第7条 長期預かり金20年間分)として納入するものとし、その金額は次のアに示す3区 分の中から入居者が選択するものとする。
 - ア) ①¥50万円 ②¥200万円 ③¥300万円
 - イ) 納入した入所時一時金(管理費長期預かり金20年間分)は、各々以下に示 す金額を、利用開始月度より毎月末に振替支払いするものとする。
 - ① 50万円・・・ 2,083円(但し、3,6,9,12月は2,084円)
 - ②200万円・・・ 8,333円(但し、3,6,9,12月は8,334円)
 - ③300万円…12,500円
 - 2、 入居者は利用料として別表に定める月額料金を、翌月15日までに設置者が指定 する方法で支払うものとする。
 - ア) 入居または退去に伴う場合において、利用期間が1ヵ月に満たないときの

利用料は、管理費は1ヶ月分、生活費は当該日数分の食材料費を減算した計算により精算するものとする。

- イ) 利用料は、指定日に指定預金口座から自動振替で支払うものとする。
- ウ) 運営費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降は年1回ごとに入居者自身の収入に関する挙証資料(源泉徴収票、入出金の状況が確認できる通帳の写し、医療費・介護保険料等必要経費の領収書等)を添付し、設置者に対して申請するものとする。
- エ) 社会情勢の変化などの要因により利用料金の改定の要が生じた場合は、運 営懇談会で協議し決定するものとする

(専用居室)

- 第8条 居室の清掃のほか日常的な維持管理は入居者が行うものとし、ゴミ他の廃棄物などは設置者が指定する場所へ適切な処理をして搬出するものとする。
 - 2、 安全確保の面から、火鉢、練炭、石油暖房器、卓上ガスコンロや、祭壇への灯明、 焼香の他に喫煙を含め居室内における火気の使用は禁止する。
 - 3、 浴室及びシャワー設備の取り付けは別途協議し、設置者の承認を得た後で施工するものとする。

(原状回復)

第8条の2

- 1、 入居者は、設置者の許可を受けて専用居室の模様替えを行なうことができる。但 し、模様替えを行なう際の費用は入居者の負担とする。
- 2、 入居者は、模様替えを行なった場合には、設置者の指示もしくは退去する際に入 居者の負担にて原状回復しなければならない。
- 3、 退去時、第1項および第2項以外における、原状回復の費用負担については「原 状復旧をめぐるトラブルとガイドライン」(平成23年8月建設省住宅局・(財)不 動産適正取引推進機構)を参考に協議のうえ決めるものとする。

(共用施設・設備)

- 第9条 共用施設・設備の利用時間や生活ルール等は、運営懇談会で協議し決定するものとする。
 - 2、 入居者は共用施設・設備等の場所に私物を放置してはならない。
 - 3、 共用施設・設備等の清掃、維持管理は設置者が行うものとする。

(相談、助言)

第10条 設置者は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合には、誠意を もって対応し適切な支援を行う。

また必要に応じ各種サービス機関との連携、調整をはじめ、その有効な利用 方法についての相談や助言を行うものとする。

(苦情処理体制)

第10条の2

- 1、 入居者は設置者に対しサービスの内容および施設設備に関する苦情を申し立てる ことができる。
 - ア)苦情受付の窓口は、投書函、担当職員、もしくは事務所窓口とする。

- イ) 申し立ての方法は、所定様式および口頭でも可とする。
- ウ)設置者は、苦情申し立てを受けた場合当該会議にて対応を協議し、遅滞なくそ の結果を回答しなければならない。

(食事の提供)

- 第11条 設置者は入居者の健康に配意して、栄養バランスを考慮した栄養士の献立による食事を一日3食提供するものとする。
 - 2、食事の時間は次の通りとする。
 - ア) 朝食 $7\sim9$ 時 イ) 昼食 $11\sim14$ 時 ウ) 夕食 $17\sim19$ 時 但し、食事の開始は各食事時間終了の1時間前までとする。
 - 3、 外泊や外出等の事由により、2日前の17:30までに欠食の申し出があった場合 には、その申し出の食事は提供しないものとし、当該分の食事材料費相当額を月単 位で精算し返戻するものとする。
 - 4、 食事場所は原則として三階のレストランとする。ただし設置者が、入居者の体調 不良等により居室で食事を取ることが適当であると認める場合には、居室において 食事を摂ることも可能とする。
 - 5、 予定実施献立表は、前週末までに週毎に明示するものとする。

(入浴)

- 第12条 7階の共同浴室は、毎日入浴可能とし設置者が準備を行う。
 - 2、ア)入浴時間 ①7時30分 ~ 10時 ②13時~21時00分
 - イ)清掃・保守時間
- 10時 ~ 13時
- ウ) その他
- 21時00分 ~ 7時30分までは施錠する。
- 3、入浴に際しては、規律を遵守し、清潔維持と安全確保に配意すること。
- 4、 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に告知しその指示 に従うものとする。
- 5、 清掃・保守時間内にヘルパーおよび家族等による介助浴ができるものとする。

(緊急時の対応)

- 第13条 入居者は体調不良等で、緊急的に介助や看護の対応等を必要とする状態になった 時は、設置者に支援や援助を求めることができるものとする。
 - 2、 設置者は入居者から緊急対応の要請があった時は、入居者が予め届けている緊急 連絡先へ通報し、事態・状況により入居者が予め届けている医療機関への連絡調整 を担うこともあるものとする。

(身体拘束防止)

- 第13条の2 設置者は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際、以下の手続きを行うものと する。
 - ア) 身元保証人に状況報告し拘束の内容・時間などを明確にした上で、 拘束の同意を得る。
 - イ) 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様・時間、その 際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録 する。

(虐待防止)

- 第13条の3 設置者は、入居者の人権を擁護し虐待防止のため以下の措置を講ずるものとする。
 - ア) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施する。
 - イ) 入居者及びその家族からの苦情対応体制を整備する。
 - ウ) その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。

(在宅サービス等の利用)

- 第14条 設置者は、入居者が心身の機能低下に伴い日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、訪問介護員派遣等の在宅福祉サービスの利用を促すとともに、支援 や援助にかかる関係機関との連絡調整を図るものとする。
 - 2、 前項等によるサービス利用は、あくまで入居者の自己決定で行うものとし、設置 者は利用についての責任は負わないものとする。
 - 3、第1項に伴う費用は入居者の負担とする。

(自主活動への協力)

- 第15条 入居者は、共用の施設設備を使用する他、自由に趣味,教養活動や自主的なクラブ 活動、行事等を行うことができるものとする。
 - 2、前項にともなう必要な費用は参加者が負担する。
 - 3、 設置者は、第1項に関して入居者の自主的活動の主旨を損なわない範囲での助言 や援助を行うことができるものとする。

(日課・行事)

- 第15条の2 入居者は、設置者の企画する施設内及び外出行事に自由な意志を持って参加 することができる。
 - 2、 前項にともなう必要な費用は、その行事毎に設置者が定め参加者が負担する ものとする
 - 3、 主な年間行事は以下のとおりであるが、天候や社会情勢により変更・中止となる場合がある。

4月 花見

5月 一泊旅行

6月 ホタル見学

7月 平和公園献花

8月 夏祭り、盆踊り

9月 ぶどう狩り、敬老会

10月 外食会

11月 文化祭、みかん狩り

12月 クリスマス会、忘年会

1月 初詣

2月 外食会

3月 観梅

(保健衛生)

- 第16条 設置者は、入居者の定期健康診断を年1回以上行い、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮するものとする。
 - 2、設置者は、入居者の健康管理にあたり、疾病防止に努めるものとする。
 - 3、設置者は、入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

(外泊)

第17条 入居者が外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日時等を設置者に届け出る ものとする。

(部外者の利用)

- 第18条 入居者は、家族他の外来者を宿泊させる時は、予め設置者に届け出るものとする。
 - 2、 入居者は、体調不備等により介助や看護が必要になったために、近親者等を居室 に宿泊させる場合は、必ず設置者に届けるものとし、設置者と入居者と協議のうえ その宿泊期間を定める。
 - 3、 入居者は、宿泊する外来客に食事を提供する場合、希望する日の 2 日前の 17: 30 までに設置者に申し出るものとし、その食事代を負担するものとする。

(災害、非常時への対応)

- 第19条 設置者は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設置 すると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入居者が 参加する訓練を年2回以上実施するものとする。
 - 2、 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最 も適切な方法で設置者に事態の発生を知らせるものとする。

(小動物の飼育)

第20条 入居者は、専用居室又は共用設備、若しくは、敷地内において小動物を飼育して はならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第21条 入居者は、当施設内において一切の政治的活動及び宗教活動を行ったり、他の入 居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(入居者の心得)

- 第22条 設置者は、この「運営規程」を入居者に配付し、その主旨を充分に周知徹底するものとする。
 - 2、バルコニーの使用

バルコニーは、他の利用者のプライバシーに配意し、且つ避難経路である事を 認識の上、整然と使用すること。

3、音響機器類の使用

テレビ・ラジオ等の音響機器の使用は、他の入居者の妨げにならないよう音量 を調整するか、イヤホンなどの補助機器の使用で迷惑防止に配意すること。

4、設置者の許可を得て行った居室の模様替えなどについては、退去時に原状に復するものとし、これに伴う復旧費用は入居者が負担するものとする。

(退去の基準)

- 第22条の2 入居者が退去となる基準は以下のとおりとする。
 - ① 入居の要件および収入申告に関して、虚偽の届け出を行なって入居したとき。
 - ② 利用料を3ヶ月以上支払わないとき。
 - ③ 施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行ない、 かつ原状回復の指示に従わないとき。

- ④ 個別の日常生活上の援助 (調理を除く) 又は介護を必要とする状態であるにも 関わらず、それらを受けることができないとき。
 - (例. 常時見守りや夜間の対応が必要になる場合や認知症により他の入居者に著しく迷惑をかける場合。)
- ⑤ 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断できなくなったとき。
- ⑥ その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。

(運営懇談会)

第23条 《契約書》第4条(運営懇談会)に基づき運営懇談会を設置し、毎月開催するものとする。

(改廃の手続き)

第24条 この規程を改廃するときは、運営懇談会の意見を聴くものとする。

(旧管理規程)

第25条 旧《契約書》(本運営規程平成20年6月1日改変以前の契約書を指す)の第5条 に定める(管理規程)とは、本運営規程のことを指すものと見なす。

平成15年 4月 1日	施行	
平成15年10月 1日	第10条 第2項	追加
平成19年 4月 1日	第11条 第2項	変更
	第12条 第5項	追加
平成20年 6月 1日	省令施行に伴い、「	以下のとおり改変
	規程名	変更
	前文	変更
	第 1 条 表題	変更
	第 2 条 表題	 変更
		 移動・追加
	第2項	項変更
	第 4 条 ア)	 変更
	第 5 条 第1項	 変更
	第2項	 追加
	第 6 条 第3項	 変更
	第 7 条 イ)	 変更
	第2項	 変更
	第10条の2	
	第11条 第4項	 変更
	第13条の2	 追加
	第15条の2	 追加
	第22条 第1項	変更
	第2項	
	第22条の2	 追加
	第25条	<u></u> 追加
	•	

平成21年	3月	1 目	第12条 第2項	変更
平成23年	8月	1 日	第12条 第2項	変更
平成25年	8月	1 日	第5条 第2項	変更
平成28年	4月	1日	第5条 第2項表	変更
			第8条の2 第3項	変更
			第11条 第3項	変更
			第15条 第3項表	変更
			第18条 第3項	変更
平成29年	2月	1 日	第13条の第3項	追加
平成31年	1月1	5 日	第11条の第2項	変更
<u>令和2年</u> 1	0月2	9日	第12条の第2項ア	変更
令和4年	4月1	2 目	第5条の第2項	変更